

出席停止となる学校感染症

<札幌市の出席停止期間の基準 令和6年 7 月一部改正> より

	病名	出席停止期間	潜伏期間	
第2種	インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで	1～4日	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※自己検査のみでは出席停止とはなりません。 医師の診断・指示をうけてください。	1～14日	
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	12～25日	
	水痘	発しんが痂皮化するまで	10～21日	
	百日咳、麻しん、風しん、咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス・パラチフス			
	その他(札幌市)	溶連菌感染症	抗生剤投与1～3日後まで (主要症状が消失するまで)	2～5日
		手足口病	全身状態が悪い期間 (全身状態がよければ登校可)	3～6日
		ヘルパンギーナ	全身状態が悪い期間 (全身状態がよければ登校可)	3～6日